

# 累積投資約款



三津井証券株式会社

## (この約款の趣旨)

**第1条** この約款はお客様と三津井証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、投資信託受益権及び投資信託受益証券（以下「投資信託等」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社はこの約款に従って、累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客様と締結いたします。

## (定義)

**第2条** 累積投資取引とは、この約款の定めるところによりお客様と締結した契約に基づき、投資信託等の受益権又は受益証券の買付代金（当該投資信託等の目論見書に記載する最低申込単位以上の買付けとなります。）にあてるためのお客様による払込金のほか、当社がお客様に代って受領した収益分配金を、お客様の累積投資取引にかかる口座に繰入れて、お預かりし、その全額をもって、当該投資信託等の受益権及び受益証券の買付を行う取引をいいます。

## (申込方法)

**第3条** お客様が契約を申込み場合、当約款、投資信託説明書（目論見書及び目論見書補完書面）（以下「目論見書」といいます。）等を受領し、その内容を確認し、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえこれを当社に提出することによって申込みのものとし、当社が承諾した場合に限り契約を締結するものとします。

2 当社は、契約が締結されたときは直ちにお客様の累積投資口座を開設いたします。

## (金銭の支払い)

**第4条** お客様は投資信託等を買付けるため、当社の手続きに従い買付けに必要な金銭（以下「払込金」といいます。）を金融機関等から当社への払込み、自動引落契約に基づく銀行口座からの引落とし又は当社の証券取引口座の預り金からの払込み等により支払うものとします。

## (買付時期・価額及び方法)

**第5条** 当社は、お客様から投資信託等の買付けの申込みがあった場合には、目論見書記載の基準及び方法に従い、遅滞なく買付けを行います。ただし、買付け申込日が目論見書に記載の申込み不可日にあたる場合は、買付けの申込みができません。

2 前項の買付価額は、当該投資信託等の目論見書に定める基準価額に、当社が定める手数料及び消費税を加えた価額となります。

3 買付けされた当該投資信託等の所有権並びにその収益分配金または元本に対する請求権は、その買付けのあった日からお客様に帰属するものといたします。

## (保管)

**第6条** この契約によって買付けられた投資信託等の保管は、証券保管振替機構の保管振替制度による振替口座簿への記載若しくは記録による管理又は当社の保護預りにより行います。保護預りにおいては、他の預託契約に基づき当社が保管している投資信託等と混合して大券にて保管いたします。ただし、当社で保管することに代えて、当社名義で他の金融機関等に再預託することがあります。

2 前項により混合して保管する投資信託等については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 預託された投資信託等に対し、預託の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること
- ② 投資信託等の新たな預託又は返還については、預託している他のお客様と協議を要しないこと
- ③ 当社は、投資信託等の出庫の請求には応じないこと

## (果実等の再投資)

**第7条** 前条の保管に係る投資信託等の果実（収益分配金）等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の証券口座に繰り入れてお預かりし、原則としてそのお手取り金額をもって決算日の基準価額により同一の投資信託等の買付け（再投資）を行います。なお、この場合の買付手数料は無料といたします。

2 前項の規定にかかわらず、お客様が当該投資信託等の収益

分配金の再投資を希望せず、当社所定の手続きにより金銭による受取りを希望する旨の意思表示をされ、当社がこれを認めた場合には当該累積投資コースについて再投資を停止できるものとします。

## (返還)

**第8条** 当社は、お客様から投資信託等の全部又は一部の返還を請求された場合には、解約又は買取請求により換金のうえ、その金銭を返還します。換金価額および換金手数料等については、目論見書に記載の方法に従い取り扱います。ただし、返還請求申込日が目論見書に記載の返還請求不可日にあたる場合は、返還請求の申込みができません。

## (解約)

**第9条** この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- ① お客様から解約のお申し出があったとき
- ② 払込金が引き続き1ヵ年を超えて当社所定の方法により払い込まれなかったとき  
ただし、前回買付けの日から1ヵ年以内に保管中の投資信託等の果実又は償還金によって指定された投資信託等の買付けが出来る場合は、この限りではありません。
- ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
- ④ この契約に係る投資信託等が償還されたとき
- ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
- ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- ⑦ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 当社は引き続き3ヶ月を越えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし前項②ただし書きにかかる契約についてはこの限りではありません。

3 この契約が解約されたときには、当社は遅滞なく第8条に準じて保管中の投資信託等を換金し、その金銭をお客様に返還します。

## (申込事項の変更)

**第10条** 改名、転居及び届出印の変更等お申込み事項に変更があったときは、お客様は当社が指定する届出書により変更事項を遅滞なく当社へ届出いただきます。

2 前項の届出があったときは、当社が指定する本人確認書類等を提出していただくことがあります。

## (その他)

**第11条** 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 当社は、当社の故意又は重過失なくお客様又は第三者に生じた損害については、その責を負いません。

3 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

## 附 則

この約款は、一部改正にて2021年5月1日より適用させていただきます。

以上